

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月22日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 10 号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条の2中「315,000円」を「330,000円」に改める。

第21条第2項第2号中「21,000円」を「26,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「33,000円」に改め、同項第4号中「専門課程」の右に「若しくは専攻科」を加える。

第21条の2第2項中「8,000円」を「13,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の2の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第21条及び第21条の2の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)